

平成 26 年 3 月 7 日

復興庁

住宅再建・復興まちづくりの加速化措置のフォローアップ結果の公表について

住宅再建・復興まちづくり事業の隘路となる課題に対して、関係省庁の協力のもと、これまで加速化措置を講じてきました。第 1～3 弾までの加速化措置についてフォローアップを行い、その結果をとりまとめましたのでお知らせします。

<ポイント>

- 1. 計画策定については**、「住まいの復興工程表」を策定し、四半期ごとに更新することで、被災者の方に対し住宅再建の見通しを示すとともに、「調整中」としていた供給見込みを約 18,000 戸以上で明確化した。高台移転(原発周辺除く)は、全体の約 9 割の地区で、災害公営住宅(福島県除く)は、全体の約 7 割で事業がスタートしている (H25. 12)。
- 2. 用地取得については**、「用地取得加速化プログラム」の活用等により、用地取得手続を飛躍的に短縮し、防災集団移転促進事業実施の 24 市町村(被災 3 県)の用地取得率では 48.1% (H25. 9) から 68.5% (H25. 12) に上昇した。
- 3. 埋蔵文化財発掘調査については**、調査箇所限定等の調査方法の工夫、全国から専門職員派遣を 32 名 (H24 年度) から 70 名 (H25 年度) に増員させる等より、復興事業の工期に影響を与えることなく、当初より 1 年以上短縮する事例などが発現している。
- 4. 発注者支援については**、全国の自治体からの職員派遣は 1,682 人 (H24. 10) から 2,084 人 (H25. 10) に増加した。また、都市再生機構 (UR) の活用、UR による CM 方式*の導入等により、当初より 最大で 1 年半の工期短縮が見込まれるなどの効果が発現している。
- 5. 施工体制の確保については**、公共工事設計労務単価の引上げ、復興 J V 制度の導入や発注ロットの大型化等により、市場実態を的確に反映した予定価格の設定等や人材の広域的な調達や効率的な活用を図っている。入札不調は一部あるものの、再発注時の工夫で ほぼ契約に至っており、工事は着実に進んでいる。

※ URによるCM（コンストラクション・マネジメント）方式

複数地区の設計業務と工事を一括して発注し、契約手続きの簡素化・期間短縮を図り、全国から人材・資機材の確保等を図る方式。

復興のステージは、「住宅再建・復興まちづくりの計画策定」から「工事着工の段階」へ進み、これから復興にとってますます重要な1年となります。「住まいの復興工程表」を着実に実行するため、これまでの加速化措置を確実に浸透させるとともに、新たな課題についてはタスクフォースの活用などにより解決を図っていきます。

【連絡先】 復興庁 インフラ構築班
笹森、大谷、恒岡
電話：03-5545-7428